

秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

秦野市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、市町村民税非課税世帯における介護保険料の軽減措置の対象となる第 1 号被保険者の保険料率を引き下げするため、改正するものであります。

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険条例（平成12年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 第1項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る令和2年度の保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 第1項の表第1号に掲げる第1号被保険者 19,400円
- (2) 第1項の表第2号に掲げる第1号被保険者 32,340円
- (3) 第1項の表第3号に掲げる第1号被保険者 45,270円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

議案第31号 秦野市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第1項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る令和2年度の保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>第1項の表第1号に掲げる第1号被保険者</u> <u>19,400円</u></p> <p>(2) <u>第1項の表第2号に掲げる第1号被保険者</u> <u>32,340円</u></p> <p>(3) <u>第1項の表第3号に掲げる第1号被保険者</u> <u>45,270円</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>	<p>(保険料率等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

低所得者の保険料軽減強化に係る介護保険料率について

令和2年6月4日
福祉部高齢介護課

第7期（平成30年度～令和2年度）		基準額に対する負担割合と介護保険料率（年額）			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
本人が市民税非課税	世帯全員非課税	生活保護受給者又は、課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円以下の人	第1段階 （基準額×0.5） ⇒（基準額×0.45） 29,100円	⇒（基準額×0.375） 24,250円	⇒（基準額×0.3） 19,400円
		課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円～120万円の人	第2段階 （基準額×0.65） 42,040円	⇒（基準額×0.575） 37,190円	⇒（基準額×0.5） 32,340円
		課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が120万円を超える人	第3段階 （基準額×0.75） 48,510円	⇒（基準額×0.725） 46,890円	⇒（基準額×0.7） 45,270円
	世帯課税	課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円以下の人	第4段階 （基準額×0.90） 58,210円	変更なし	
		課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円を超える人	第5段階 （基準額） 64,680円		
本人が市民税課税	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が120万円未満の人	第6段階 （基準額×1.12） 72,440円			
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が120万円以上200万円未満の人	第7段階 （基準額×1.25） 80,850円			
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が200万円以上300万円未満の人	第8段階 （基準額×1.40） 90,550円			
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が300万円以上400万円未満の人	第9段階 （基準額×1.50） 97,020円			
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が400万円以上600万円未満の人	第10段階 （基準額×1.70） 109,950円			
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が600万円以上800万円未満の人	第11段階 （基準額×1.90） 122,890円			
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が800万円以上1,000万円未満の人	第12段階 （基準額×2.10） 135,820円			
前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が1,000万円以上の人	第13段階 （基準額×2.30） 148,760円				